

365. 電気工事士法・電気工事業法①

電気工事士法の目的:「電気工事の作業に従事する者の資格および義務を定め、もって電気工事の欠陥による災害の発生の防止に寄与する事」

① 電気工事従事者の資格

① 自家用電気工作物(発電所、変電所、最大電力500kW以上の需要設備、送電線路および保安通信設備を除く)に係る電気工事の作業に従事するのは、次の資格を有している者でなければならない。電一種電気工事士:ネオン工事、非常用予備発電装置工事以外の電気工事。認定電気工事従事者:ネオン工事、非常用予備発電装置工事以外の電圧600V以下の工事。特殊電気工事資格者:ネオン工事、非常用予備発電装置工事

② 一般用電気工作物に係る電気工事の作業に従事する者は、第一種電気工事士または第二種電気工事士免状の交付を受けている者(電気工事士)でなければならない

③ 規制されない電気工事。電圧600V以下の電気機器の端子に電線をねじどめする、電圧600V以下の電力量計、電流制限器またはヒューズを取り付けるなど、政令で定められた軽微な工事は除かれている。軽微な工事以外でも、保安上支障が無いと認められる作業で経済産業省令で定める作業は、電気工事士(第一種電気工事士および第二種電気工事士)でなくても従事する事ができる

④ 電気工事士等の義務:電気工事士、認定電気工事従事者、特殊電気工事資格者は、次の事項を遵守しなければならない ①「電気設備に関する技術基準を定める省令」に適合するよう電気工事の作業を行わなければならない ② 作業に従事する時に、電気工事士免状等を携帯しなければならない ③ 電気用品安全法に適合する用品を使用しなければならない

電気工事業法の目的:「電気工事業(一般用電気工作物または自家用電気工作物の設置などの工事を行う事業)を営む者の登録及びその業務の規制を行う事により、その業務の適正な実施を確保し、もって一般用電気工作物及び自家用電気工作物の保安の確保に資する事」 ※家庭用電気機械器具の販売に付随して行う工事、および前記電気工事士法で記した軽微な工事は除かれている

